

確 約 書

[小林 龍弥] (以下「甲」という。)及び東陽倉庫株式会社(以下「乙」という。)は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所(以下「取引所」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 埼玉県さいたま市 [REDACTED]

(氏 名) 小林 龍弥



乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
(名 称) 東陽倉庫株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[栗田武司] (以下「甲」という。) 及び東陽倉庫株式会社 (以下「乙」という。) は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所 (以下「取引所」という。) の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 三重県桑名市 [REDACTED]

(氏 名) 栗田武司



乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
(名 称) 東陽倉庫株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[佐藤 綾花] (以下「甲」という。)及び東陽倉庫株式会社(以下「乙」という。)は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所(以下「取引所」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 愛知県弥富市

(氏 名) 佐藤 綾花



乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
(名 称) 東陽倉庫株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[中村 彩花] (以下「甲」という。) 及び東陽倉庫株式会社 (以下「乙」という。) は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所 (以下「取引所」という。) の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 愛知県東海市

(氏 名) 中村 彩花



乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号

(名 称) 東陽倉庫株式会社

(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[田中悠里] (以下「甲」という。)及び東陽倉庫株式会社(以下「乙」という。)は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所(以下「取引所」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 名古屋市緑区 [REDACTED]

(氏 名) 田中悠里



乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号

(名 称) 東陽倉庫株式会社

(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[芥川 祐一] (以下「甲」という。) 及び東陽倉庫株式会社 (以下「乙」という。) は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所 (以下「取引所」という。) の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 愛知県岩倉市 [REDACTED]

(氏 名) 芥川 祐一



乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号

(名 称) 東陽倉庫株式会社

(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[木戸 雄介] (以下「甲」という。)及び東陽倉庫株式会社(以下「乙」という。)は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所(以下「取引所」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 神奈川県相模原市中央区 [REDACTED]
[REDACTED]
(氏 名) 木戸 雄介 (印)

乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
(名 称) 東陽倉庫株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[ⅴ) ⅴ 舞 子] (以下「甲」という。)及び東陽倉庫株式会社(以下「乙」という。)は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所(以下「取引所」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 神奈川県相模原市

(氏 名) ⅴ) ⅴ 舞 子



乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号

(名 称) 東陽倉庫株式会社

(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[松原 かな] (以下「甲」という。)及び東陽倉庫株式会社(以下「乙」という。)は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所(以下「取引所」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 愛知県清須市西枇杷島町

(氏 名) 松原 かな



乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号

(名 称) 東陽倉庫株式会社

(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[大澤礼奈] (以下「甲」という。)及び東陽倉庫株式会社(以下「乙」という。)は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所(以下「取引所」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 愛知県名古屋市 [REDACTED]
(氏 名) 大澤礼奈 (印)

乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
(名 称) 東陽倉庫株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[原 勇] (以下「甲」という。)及び東陽倉庫株式会社(以下「乙」という。)は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所(以下「取引所」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 千葉県市川市 [REDACTED]
(氏 名) 原 勇 (印)

乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
(名 称) 東陽倉庫株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[田中 公利] (以下「甲」という。)及び東陽倉庫株式会社(以下「乙」という。)は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所(以下「取引所」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 栃木県宇都宮市 [REDACTED]
(氏 名) 田中 公利



乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
(名 称) 東陽倉庫株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[中根-憲] (以下「甲」という。)及び東陽倉庫株式会社(以下「乙」という。)は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所(以下「取引所」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 徳島県名高郡市中川町

(氏 名) 中根-憲



乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号

(名 称) 東陽倉庫株式会社

(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[伊藤 賢吾] (以下「甲」という。)及び東陽倉庫株式会社(以下「乙」という。)は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所(以下「取引所」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 神奈川県相模原市中央区

(氏 名) 伊藤 賢吾



乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
(名 称) 東陽倉庫株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[安藤 律次] (以下「甲」という。)及び東陽倉庫株式会社(以下「乙」という。)は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所(以下「取引所」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲

(住

所)

三重県四日市市

(氏

名)

安藤 律次



乙

(住

所)

名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号

(名

称)

東陽倉庫株式会社

(代表者名)

代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[牧野 良基] (以下「甲」という。)及び東陽倉庫株式会社(以下「乙」という。)は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所(以下「取引所」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 神奈川県相模原市中央区

(氏 名) 牧野 良基



乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号

(名 称) 東陽倉庫株式会社

(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[萩原 陽一] (以下「甲」という。)及び東陽倉庫株式会社(以下「乙」という。)は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所(以下「取引所」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 神奈川県相模原市

(氏 名) 萩原 陽一



乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
(名 称) 東陽倉庫株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[田実 佳入] (以下「甲」という。)及び東陽倉庫株式会社(以下「乙」という。)は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所(以下「取引所」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 神奈川県相模原市
(氏 名) 田実 佳入



乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
(名 称) 東陽倉庫株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[松村 隆範] (以下「甲」という。)及び東陽倉庫株式会社(以下「乙」という。)は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所(以下「取引所」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年1月20日割当予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年1月20日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019年11月11日

甲 (住 所) 神奈川県相模原市中央区

(氏 名) 松村 隆範



乙 (住 所) 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号

(名 称) 東陽倉庫株式会社

(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印

確 約 書

[木村 圭佑] (以下「甲」という。) 及び東陽倉庫株式会社 (以下「乙」という。) は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所 (以下「取引所」という。) の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2020 年 1 月 20 日割当予定の乙株式 100 株 (以下「本件株式」という。) に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2020 年 1 月 20 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2019 年 11 月 11 日

甲 (住 所) 神奈川県相模原市中央区

(氏 名) 木村 圭佑



乙 (住 所) 名古屋市南区名駅南二丁目 6 番 17 号
(名 称) 東陽倉庫株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 武藤正春 印